

○川崎市大学奨学金貸付条例施行規則

平成 5 年 3 月 26 日
教委規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、川崎市大学奨学金貸付条例(平成 5 年川崎市条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 扶養をされていない者で、本市に引き続き 1 年以上居住しているもの
- (2) 奨学生で、その決定後、扶養者を欠いたもの
- (3) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が奨学金を貸し付けることが必要であると認める者

(奨学金の額)

第 3 条 奨学金の貸付金額は、1 人について月額 38,000 円とする。

(奨学金の貸付方法)

第 4 条 奨学金は、4 月から 9 月までの分を 5 月(奨学生が大学に入学した年度にあっては 7 月)に、10 月から翌年 3 月までの分を 9 月に交付する。ただし、委員会は特別の理由があるときは、これを変更することができる。

(奨学生の申請)

第 5 条 奨学生になることを希望する者は、奨学金貸付申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて委員会に申請しなければならない。

- (1) その者が在学する大学の学長が作成した推薦書
- (2) 住民票又はこれに代わる書類
- (3) 収入を証明する書類
- (4) 成績を証明する書類
- (5) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の申請書は、奨学生になることを希望する者が大学に入学した年度の委員会が指定する日までに提出しなければならない。

(奨学生の決定通知)

第 6 条 委員会は、条例第 6 条の規定により奨学生を決定したときは、決定通知書を本人に交付するものとする。

(誓約書の提出)

第 7 条 奨学生に決定された者は、連帯保証人と連署した誓約書を委員会に提出しなければならない。

(修業状況の報告)

第 8 条 奨学生は、その者が大学に入学した年度の翌年度から卒業する年度までの毎年度 4 月に、大学の作成した修業状況の報告書を委員会に提出しなければならない。

(貸付けの停止等)

第 9 条 委員会は、条例第 8 条の規定により奨学金の貸付けを停止するときは、その旨を本人に通知するものとする。

2 心身の故障その他やむを得ない事情のため貸付けを停止された奨学生が、その後条例第2条第4号に該当することとなった場合は、本人の申請により、奨学金の貸付けを再開することができる。

(届出の義務)

第10条 奨学生は、条例第9条に規定する届出をするときは、当該事実を証する書類を添えるものとする。

2 奨学生が事故等で届け出ることができないときは、扶養者又はこれに代わる者が届け出なければならない。

(借用書の提出)

第11条 奨学生は、奨学金の貸付けが終了したときは、連帯保証人と連署した借用書を委員会に提出しなければならない。

(奨学金の償還方法)

第12条 償還方法は、前条に規定する借用書の提出時に年賦又は半年賦を選択するものとする。

2 委員会は、奨学生であった者から願い出があったときは、償還方法を変更することができる。

(奨学金の償還猶予及び免除)

第13条 委員会は、条例第11条に規定する償還の猶予又は条例第12条に規定する償還の免除を受けようとする者から願い出があったときは、償還の猶予又は免除の可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(附属様式)

第14条 この規則の施行に必要な書類の様式は、教育長が定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。